改訂版

固定資産税
住宅バリアフリー改修の減額について

改修後3か月以内の申請により、居住部分床面積（※1戸あたり 100 ㎡を限度）に相当する翌年度の固定資産税の 3 分の 1 が減額されます。

※この特例は、固定資産税の減額（省エネ）と併用可能です

住宅等の要件



1. 平成 28 年 4 月1日以前から所在する住宅であること
   - ① 賃貸住宅は対象となりません
   - ② 併用住宅は居住用面積の割合が2分の1以上
   - ③ 床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下
2. 次のいずれかの方が居住する住宅であること
   - ① 65 歳以上の方
   - ② 要介護または要支援の認定を受けている方
   - ③ 障害者

対象となる工事

1. 次のいずれかに該当するバリアフリー対象工事であること

①廊下の拡幅	②階段の勾配の緩和	③浴室の改良
④便所の改良	⑤手すりの取り付け	⑥段差の解消
⑦出入り口の改良	⑧滑りにくい床材量への取替え	

2. 基準となる工事費用

工事完了期間	改修工事費用から補助金等を控除した額
令和 13 年3月31日まで	50万円を超えること

必要となる書類

1. 住宅改修固定資産税減額申告書
2. 住宅所有者の住民票の写し
3. バリアフリー改修住宅の居住者となる高齢者等の住民票の写し
   （申告時現在のもの。1の所有者と同一世帯の場合、所有者と高齢者等が記載された住民票の写しのみでよい。）
4. 工事明細書・平面図とその領収書
   （工事の内容が確認できる明細書・工事した箇所が確認できる図面・領収書）
5. バリアフリー改修工事費用として県や市の補助金等を受けた場合はその交付決定通知書
   介護保険法による居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費を受けた場合はその給付決定通知書
6. 高齢者以外のバリアフリー改修住宅の居住要件に該当することを証明する書類 ⅰ 介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている方…介護保険被保険者証 ⅱ 障害者の方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等
7. バリアフリー改修工事の施工前および施工後の写真

提出・お問い合わせ

鶴岡市役所 総務部課税課資産税評価係 電話 0235-35-1179